令和８年１月１日以降

景観計画における景観ゾーン区分と用途地域との関係について

景観計画区域は所沢市全域となります。景観計画区域内では4つの景観ゾーンに区分されています。
※令和８年１月１日から景観計画改定に伴い、景観ゾーンの区分が一部変更となりました。

用途地域	景観ゾーン区分
第一種・第二種低層住居専用地域	住居系市街地景観ゾーン
第一種・第二種中高層住居専用地域	
第一種・第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域（下図①～③で示した近隣商業地域）	
準工業地域	
工業専用地域	
近隣商業地域（下図①～③を除く）	商業系市街地景観ゾーン
商業地域	
工業地域	工業・産業系市街地景観ゾーン
用途地域の指定のない区域	農地・丘陵地景観ゾーン

【景観条例に基づく手続きについて】
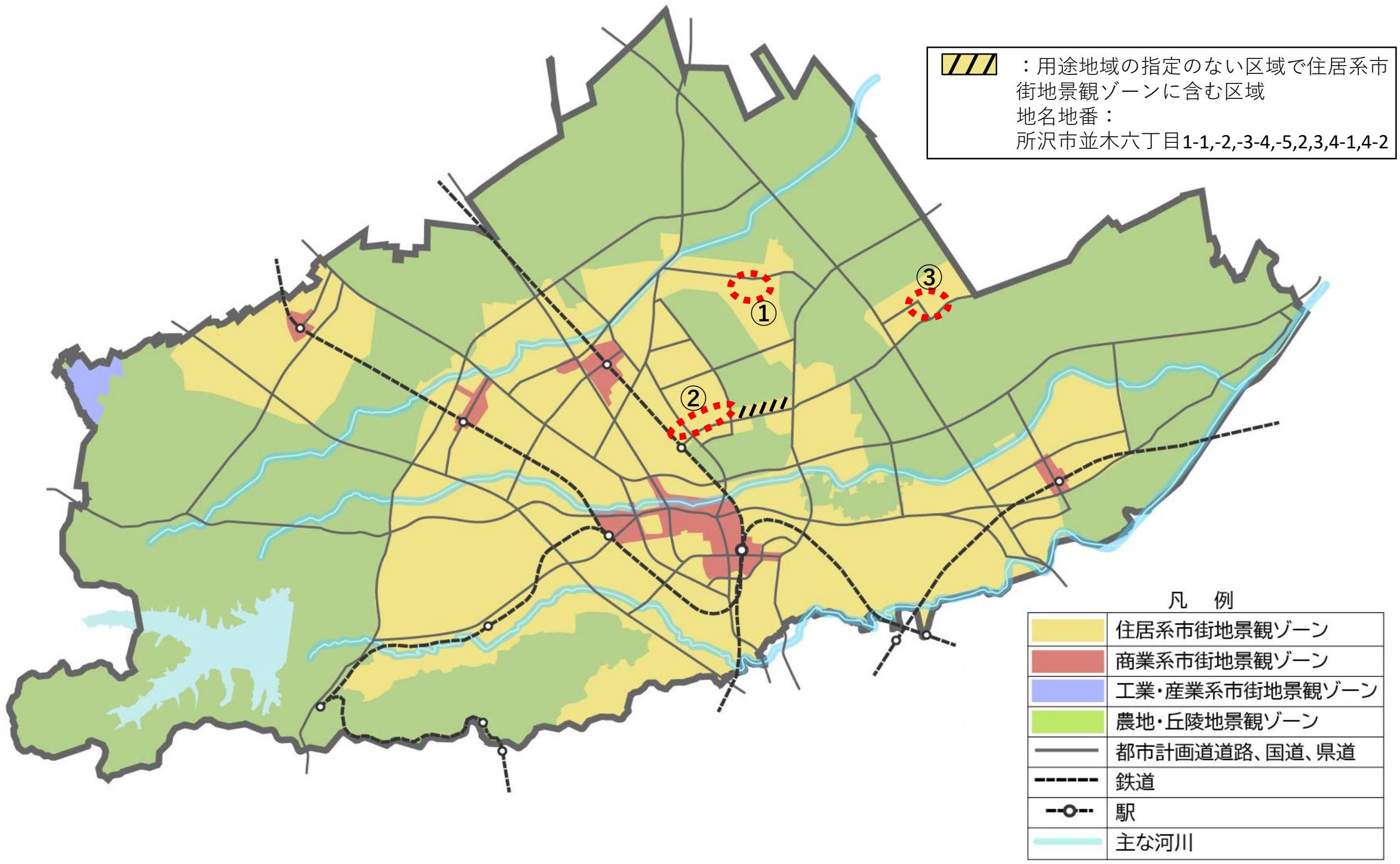
景観形成基準（色彩基準及び配慮事項）や対象行為については、こちら（所沢市ホームページ）からご確認ください。